

記入にあたっての留意事項

[佐賀県鹿島市]

○申請書（様式第1号）について

1. 申請者、属地の区長、属地の生産組合長、担当地区の農業委員、隣接耕作者および隣接農地所有者の記入欄には、それぞれ本人が署名をし、捺印すること。
2. 申請書は申請者が提出するものとする。
代理者が提出する場合は、委任状を添付することとする。
3. 田畑の間に河川や道路が介在している場合においても、次に掲げるものに該当すれば隣接農地として判定する。
 - ①農業用用水、排水路又は小規模の河川（原則として1、2級河川は除く。）
（注）1、2級河川であっても川幅が極めて狭いもの（その目安としては概ね2m以下）については、小規模の河川として取り扱う。
 - ②農道又は小規模の道路
（注）国、県、市道の車道幅員が農道程度のもの（目安として5m程度）は小規模の道路として取り扱う。

○添付書類について

1. ゼンリン地図・字図の写し（1部）
申請地、隣接地の場所が分かるもの。
2. 施設の平面図（1部）
建築物の場合は建物の平面間取り図。
3. 敷地の中の施設（建築物）の配置図（1部）
敷地（申請地）の中に施設がどのように配置されているかわかりやすく表示する。
※宅地分譲の場合は、区画割、給排水の設備、附帯施設の計画を表示したもの。
4. 圃場整備（区画整理）事業およびパイロット事業実施地区の場合は、借入金の繰上償還の確約書。
5. 多面的機能支払制度（旧 農地・水・環境保全対策）対象農地の場合は、補助金返還の確約書。
6. 代替地の検討。（転用する理由・必要性を詳細に明記すること。代替地として3箇所程度を検討しその結果を通して当該申請地の選定に至った経緯を記載すること）
7. 申請地が集落営農組織の対象農地の場合は確認書。
8. その他必要となる書類。（例：必要面積の根拠となる比較対象物の状況など）
9. 登記事項証明書（写しも可）